

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護の決定及び実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のための、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

長崎県知事

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の決定及び実施等に関する事務
②事務の概要	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知・生活保護費の支給・生活保護の変更、停止及び廃止・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知・就労自立給付金の支給・進学・就職準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知・進学・就職準備給付金の支給・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等)
③システムの名称	生活保護システム、標準準拠版生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表 23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・特定個人情報の照会 42の項、43の項、162の項 ・特定個人情報の提供 13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎県福祉保健部福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健部福祉保健課 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2418 ・総務部県民センター 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-894-3441
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県福祉保健部福祉保健課 所在地:長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2418
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[1,000人以上1万人未満]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[500人未満]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[発生なし]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバーの生活保護システムへの入力の際は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のようなリスク対策を講じている。 ① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉保健課長 南部 正照	福祉保健課長 上田 彰二	事後	人事異動に伴う変更
平成29年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項、87の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令で定める事務 第19条各号、第44条第2号から第5号 ・主務省令で定める情報 第8条第1号イ、第8条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号、第12条第1号へ、同条第2号イ、同条第3号ホ、第17条第1号、第19条第1号イ、同条第1号チ、第20条第4号から7号、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、同条第7号から9号、第22条第2号から5号、同条第7号及び10号、第28条第1号ハ、同条第2号から10号、第32条第1号イ同条第2号イ、第33条第1号、同条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ、同条第2号から同条第5号まで、第47条第1号、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第55条第4号イ、 <p>※番号法別表第二第30の項、90の項、116の項及び120の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令で定める事務 第19条各号 ・主務省令で定める情報 第8条第1号イ、第8条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第5号、同条第6号ト、同条第8号又、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号、第20条第4号から第8号、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び第5号、同条第7号から第9号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号へ、同条第7号ハ、同条第9号ハ、同条第10号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ <p>※番号法別表第二第30の項、90の項の項にかかる主務省令は未制定</p>	事後	番号法改正に伴う変更
平成29年11月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年11月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月4日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月4日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。	事後	番号法改正に伴う変更
令和1年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	同上	<p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令で定める事務 第19条各号 ・主務省令で定める情報 第8条第1号イ・ロ、第8条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、同条第5号、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第5号、同条第6号ト、同条第8号ヌ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から6号、第20条第4号から7号、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、同条第7号から9号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ハ、同条第10号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ <p>※番号法別表第二第30の項、90の項の項にかかる主務省令は未制定</p> 	<p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令で定める事務 第19条各号 ・主務省令で定める情報 第8条第1号イ・ロ、第8条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、同条第5号、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第3号、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第5号、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条2号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から6号、第20条第4号から7号、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、同条第7号から9号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ 	事後	同上
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	新設された評価項目の記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項同条第2号イ	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月12日	同上	<p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令で定める事務 第19条各号 ・主務省令で定める情報 第8条第1号イ・ロ、第8条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、同条第5号、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第3号、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第5号、同条第6号チ、同条第8号又、第13条2号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から7号、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、同条第7号から9号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16条イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ 	<p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令で定める事務 第19条各号 ・主務省令で定める情報 第8条第1号イ・ロ、第8条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、同条第5号、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第3号、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第5号、同条第6号チ、同条第8号又、第13条2号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から7号(第6号を除く)、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号及び6号、同条第8号から10号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16条イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号イ、同条第21号イ、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ 	事後	同上
令和2年5月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年5月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第一 15の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第15条	○番号法 第9条第1項 別表第一 15の項	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正(令和3年2月5日)に伴 う変更
令和3年8月5日	4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の 項、20の項、21の項、24の項、26の項、27 の項、28の項、30の項、31の項、37の項、3 8の項、42の項、50の項、53の項、54の項、 61の項、62の項、64の項、70の項、87の 項、90の項、94の項、104の項、106の項、1 08の項、116の項、120の項	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の 項、20の項、21の項、24の項、26の項、27 の項、28の項、30の項、31の項、37の項、3 8の項、42の項、50の項、53の項、54の項、 61の項、62の項、64の項、70の項、87の 項、90の項、94の項、104の項、106の項、1 08の項、116の項、120の項	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正(令和3年2月5日)に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	同上	<p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令で定める事務 第19条各号 ・主務省令で定める情報 第8条第1号イ・ロ、第8条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、同条第5号、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第3号、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号子、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第5号、同条第6号子、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から7号(第6号を除く)、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号及び6号、同条第8号から10号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号イ、同条第21号イ、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ 	(削除)	事後	同上
令和3年8月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日)に伴う変更
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	別記個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務(生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等)	事後	生活保護法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	生活保護法改正に伴う変更
令和5年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等)	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・進学・就職準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学・就職準備給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等)	事後	生活保護法改正に伴う変更
令和6年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム、標準準拠版生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う変更
令和6年12月18日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第一 15の項	○番号法 第9条第1項 別表 23の項	事後	番号法改正(令和6年5月27日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	○番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・特定個人情報の照会 42の項、43の項、162の項 ・特定個人情報の提供 13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項	事後	番号法改正(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年12月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年12月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和6年12月18日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	